

令和5年度情報管理業務に関する事業計画書 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、持続可能な循環型社会の実現に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効活用及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第114条に規定する情報管理センターに指定されており、法第115条に規定する情報管理業務を確実かつ効率的に実施している。

I 基本方針

本財団は、自動車リサイクル制度の安定運用及び更なる効率化を着実に実施するとともに、制度の中心的役割を担い、ステークホルダーへ質の高いサービスを提供していくことを通じて、持続可能な循環型社会の実現に向けて貢献していくことを基本方針としている。この基本方針の下、ステークホルダーからの信頼を更に高いものとして成長軌道を歩み、更なる貢献を強めるべく事業を推進する。

情報管理センターは、令和5年度においても法第115条に規定された情報管理業務を行う。具体的には、移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理、自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理及び改善等、書面利用移動報告事業、書類等交付事業、移動報告事項送信事業を確実かつ効率的に実施する。

さらに、令和5年度は、移動報告情報を積極的に活用した適正処理の促進及び理解普及活動を行う。また、令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組みを着実に推進するとともに、国が検討を進める資源回収インセンティブ制度の実現に向けた取組みへ積極的に貢献していく。

II 事業内容

令和5年度に情報管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理、改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び地方公共団体への遅延報告を含む。)を行うとともに、適正処理の促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な活用に努める。

令和5年度は、電子マニフェストシステムにおいて引取工程での引取台数として287万台分の移動報告情報の管理等を見込んでいる。

主な実施内容は以下のとおり。

(1) 移動報告情報の積極的な活用をもとにした適正化対策の実施

電子マニフェストシステムから得られる移動報告情報のデータの分析を

深め、地方公共団体や関連団体等への適切且つ効果的な情報提供を行ったうえで、移動報告が長期間実施されていない等諸課題の更なる適正化を図る。

2. 自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理及び改善等

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務について、品質向上と業務効率化を実現したスマートコンタクトセンターとして安定稼働を図りつつ、適宜有効な施策を講じて利便性の更なる向上を図る。

3. 書面利用移動報告事業

パソコンでの移動報告が出来ない関連事業者に対応するため、関連事業者からの申請に基づき、移動報告を代行する。

4. 書類等交付事業

最終所有者が重量税還付を受けるため、関連事業者等からの書類等交付請求に対し、解体通知車台発行状況結果等の書類を交付する。

5. 移動報告事項送信事業

自動車製造業者等が再資源化等預託金を収受するため、自動車製造業者等から委託を受けて、再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な情報を資金管理法へ送信する。

6. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組み

令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造においては、令和4年度に策定したシステムの利便性、拡張性及び効率性の向上を実現するための要件を整理した仕様書に基づき、入札により選定した開発事業者と連携し具体的なシステム設計を推進する。情報管理センターとしては、事業者が利用する移動報告画面を抜本的に見直すことで利便性向上を図るとともに、関連事業者における処理の安全性の確保や効率性の向上に寄与するべく、自動車メーカー・インポーターより得たバッテリー等の新たな情報をシステムに取り込む等の設計を推進する。

7. 資源回収インセンティブ制度の実現に向けた取組み

国が主体となって検討を進める資源回収インセンティブ制度の実現に向け、同制度の実証事業の状況を把握しつつ、事務局として検討ワーキング等を運営し、システム設計やその他詳細な運用検討を推進する等を通して本取組みに貢献する。

以上